

田村市インセクトカルチャー醸成業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託するインセクトカルチャー醸成業務（以下「インセクトカルチャー」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

本業務は、地域未来交付金を活用して行う3年間事業の初年度となる。地域を巻き込んだ官民協働による観光誘客促進を強化するため、市民一人ひとりのシビックプライド（地域への愛着や誇り）を再興し、地域一体となった取組みを対外的に広報宣伝することで認知度向上と来訪の機運醸成を図るとともに、市全体の「おもてなし」のマインド確立による観光客の満足度の向上及びリピーターの確保により、産業の活性化及び所得向上を図ることを目的とする。

（イメージ）将来的に市内事業者が昆虫コンテンツを活用した商品を自ら考案・販売することや、市内の子供たちが田村の魅力と聞かれたとき「虫！」と答えるようなシビックプライドが醸成されることが目標。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日までとする。

4 委託額

本業務の委託額上限は、15,000,000円（消費税込）とする。

なお、委託額内訳は以下のとおりとするが、提案内容によっては市と受託者が協議のうえ決定する。

- （1）市民参加型の昆虫関連イベントの実施 2,000,000円
- （2）SNSを活用したフォトコンテスト、広報宣伝力向上のための勉強会 3,500,000円
- （3）昆虫フォトスポットの設置及び昆虫に関する撮影アイテムの制作 1,000,000円
- （4）昆虫関連サイン等の制作及び設置 2,000,000円
- （5）市民協力型の昆虫採集（観察）場の設置 1,500,000円
- （6）市民協力型の昆虫関連動画撮影及び動画制作、広告配信、成果分析 5,000,000円

5 業務内容

上記2の目的を踏まえ、受託者は以下の業務について企画・提案・実施すること。

○全体的事項

ア. 当市の魅力を市民が再確認した際の効果及び認知度向上による市の各観光施設（ムシムシランド、あぶくま洞（関係施設含む））の来場者の増加に資する企画・提案とすること。

イ. オンライン広告配信による認知度の向上及び市民の広報宣伝力向上による市ホームページアクセス数の増加に資する企画・提案とすること。

- ウ. 市民の横のつながりによる広報宣伝を市公式SNS（Youtube、Facebook、LINE）に誘導することによるフォロワー数の増加に資する企画・提案とすること。
- エ. 業務内容が多様であるため、関係する事業者と連絡を密にし、業務が円滑に進行するよう調整に努めること。
- オ. 必要に応じて委託者の意向聴取や協議を行い、事業目的達成に向けた最大限の配慮をすること。
- カ. 各事業間の連携や事業の進捗管理のため、スケジュールの提案を行うこと。

(1) 市民参加型の昆虫関連イベントの実施

- ア. 市民や来訪者が実際に昆虫に触れ、学び、体験することができるよう昆虫をテーマとした昆虫採集（観察）等昆虫関連イベントを実施すること。
- イ. 市民の昆虫に対する愛着と誇りを醸成する内容とすること。

(2) SNSを活用したフォトコンテスト事業の開催、広報宣伝力向上のための勉強会の開催

ア. 昆虫フォトコンテスト等の事業の開催

- ① 広報・宣伝力の向上につながるSNSを活用した昆虫フォトコンテスト等の事業を開催すること。
- ② 市民等多くの人に関心の持てる、集客効果の高い内容を提案すること。
- ③ 市民の地域資源の理解促進や魅力の再確認に寄与する内容を盛り込むこと。

イ. 市民の広報宣伝力向上のための勉強会

- ① 本事業で設置するフォトスポットやサイン等を市民が自発的に情報発信できるよう、市民の昆虫情報の発信力強化につながる勉強会を開催すること。
- ② 市民等多くの人に関心の持てる、集客効果の高い内容を提案すること。
- ③ 市民の広報・宣伝力の向上に寄与する内容を盛り込むこと。

(3) 昆虫フォトスポットの設置及び昆虫に関する撮影アイテムの制作

- ア. 昆虫型パネルと写真が撮影できるスポットを制作・設置すること。
- イ. 昆虫に関連する撮影アイテム（例：昆虫カチューシャなど）を制作すること。
- ウ. 市民等が集まる場所を活用し、昆虫に対する機運醸成や撮影拡散による情報発信効果に寄与する内容を盛り込むこと。
- エ. 昆虫が身近に感じられる、興味を持ってもらえる取組みとすること。

(4) 昆虫関連サイン等の制作及び設置

- ア. 市全体のムーブメントを表すシンボルとなる街灯タペストリー（フラッグ）等を制作し、設置すること。
- イ. 市民が自発的に情報発信したくなるような特徴的なサイン等を設置すること。
- ウ. 市民が昆虫振興を軸とした地域資源への愛着を深めることや昆虫を核としたブランディングの効果的な発信に資する内容とすること。

※種類、数量等は、提案内容を基に委託費の範囲内で委託者と協議の上、決定すること。

(5) 市民協力型の昆虫採集（観察）場の設置

市民の協力のもと、昆虫関連イベント実施場所やフォトコンテストの撮影場所となるような昆虫採集（観察）場の設置方法を企画し、設置すること。

※設置個所数等は、提案内容を基に委託者と協議の上、決定すること。

(6) 市民協力型の昆虫関連動画撮影及び動画制作、広告配信、成果分析

ア. 事業全体で市民が参加する各事業及び既存の事業を記録映像として撮影すること。

イ. 撮影した映像を基に昆虫を核としたブランディング内容を対外的に配信するため、動画を制作すること。

ウ. 市の認知度向上と現地誘客に資するための具体的な広告配信方法を提案すること。

エ. 成果分析を実施し、結果を基に地域ブランディングの推進に資する提言を行うこと。

また、効果測定結果を報告書にまとめて提出すること。

※動画撮影及び動画制作、広告配信、成果分析については、提案内容をベースとしながらも、委託者の意向を踏まえ調整すること。

(7) その他

ア. その他、独自性のある企画を提案することは拒まない。

イ. 制作物には「令和8年度地域未来交付金（地域未来推進型）」を活用している旨を明記すること。その他、独自性のある企画を提案することは拒まない。

6 成果物

- (1) 実施報告書 電子データ（Word 形式等とPDF 形式）を収録した電子媒体（DVD等）及び印刷物を各2部納品
- (2) 制作物 本業務で制作した物品
- (3) その他 本業務で作成した資料のうち、当市が指示する資料

7 納品場所

田村市産業部観光交流課

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て当市に帰属するものとする。
ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負

担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。

- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、本業務委託仕様書に基づいて作成すること。ただし、この仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

- ①内容については、本業務委託仕様書に基づき、項目ごとに分かりやすく記載すること。
- ②一連の経費について、見積設計の項目ごとに分かりやすく明記すること。

10 その他

本業務仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。